



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会的排除と法システム : システム作動要因としての属人性 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	橋場, 典子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11186号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55532
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Noriko_Hashiba_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 橋場 典子

審査担当者	主 査	教 授	尾 崎 一 郎
	副 査	教 授	町 村 泰 貴
	副 査	教 授	白 取 祐 司

社会的排除と法システム—システム作動要因としての属人性—

本論文は、現代の日本社会における社会的排除という背景を手がかりに、市民の法システムへのアクセスの根本的な阻害条件とその克服の方途とについて、理論的・実証的に検討するものである。三部構成であり、第Ⅰ部「現代社会における排除」（第1章、2章）で現代社会における排除を分析し、第Ⅱ部「＜法教育＞という逆説－システム内在的な排除性－」（3章、4章）で司法制度改革の一環として昨今高まりを見せる市民に対する「法教育」事業が逆説的に示唆する排除性を明らかにしたうえで、第Ⅲ部「システム・信頼・属人性」（5章、6章、7章）において社会における被排除者の法システムへのアクセスを可能にする属人的信頼のメカニズムの存在を実証し、法テラスのスタッフ弁護士によるいわゆる司法ソーシャル活動や支援者支援政策などの萌芽的な営みの意味と課題を明らかにする。

まず第1章で、現代における日本の社会構造の変化（個人化、流動化、市場化、ポスト構造化）に伴う既存の生活保障／社会保障の仕組みの崩壊によって増加している社会的孤立、すなわち、社会の多様な局面からの複合的排除の現状を、社会学／政治学の先行研究を通じて概観した上で、第2章で、社会的排除ないし貧困をめぐるフランス、イギリス、EUの議論を参照しながら、社会的排除が狭義の経済的貧困にとどまらない諸機能システム（経済、法、政治等）からの複合的排除の問題であり、構造的に発生するそれらの排除が個人の資質の問題と自他によって時に読み替えられることを通じて、被排除者（困窮者）本人の心理、とりわけ自己肯定感に深刻な影響を及ぼすこと（根源的な疎外感）を指摘する。

続く第3章では、90年代以降の司法制度改革の流れの中で「社会参加型」教育として一気に活性化した「法教育」実践の歴史と現状を分析する。すなわち、戦前から細々と続いていた法教育論議が、司法制度改革審議会の提言を承けて、民主主義に能動的に参加する公民（市民）養成の教育としての法教育という米国式理念の影響の下、多様な実践として開花しつつあるが、同時に、既存の法制度・ルールを前提とした消費者教育としての法的知識の啓蒙に偏りがちで現状肯定型の側面を持つという批判があることを指摘する。そして第4章で、そもそも現在行われているそれら法教育実践が、一定の階層の子弟が通うエリート校における学校教育という場を中心としており、いわゆる意欲格差、希望格差において下層に位置付けられる貧困層、被排除層の子供達が構造的に排除されていることを示す。「社会参加」を促進するための法教育が、教育システムへの包摂を暗黙の前提としており、学校システムからも法システムからも複合的に排除されている層にとってはかえって排除性が強まるというジレンマがそこには存在する。

以上の現状分析をふまえ、第5章では、ルーマン、ギデンズ、山岸俊男らの「信頼」研究やパットナムのソーシャル・キャピタル研究、さらに教育社会学における「居場所」論や少年院経験者のサポート事業（「セカンドチャンス」）を手がかりにして、社会的被排除層の包摂を促す機制として、自己肯定感の醸成→パーソナル／ミクロな信頼→制度／システムへのマクロな信頼とい

う連鎖があること、法の権威性に対する被排除者の心理的忌避を克服するためには従って自己肯定感の醸成から出発すべきであることを仮説的に論証する。第6章は、仮説の検証として、児童養護施設に関わる全国司法書士協議会の法教育活動に対する参与観察、司法書士法教育ネットワークの事務局長に対するインタビュー調査、NPO 法人ほっとポットによる受刑者社会復帰支援事業の参与観察、および同法人メンバーや元受刑者に対するヒアリングなどの経験調査を行い、被排除者の法システムに対する信頼を醸成するうえで、専門職や支援者の属人的で継続的かつ熱意に満ちた努力（寄り添い型支援、伴奏型弁護などとも言われる）や親密圏に比すべき安定的な居場所が提供されることが重要な役割を果たしていることを明らかにする。単なる知識やスキルの啓蒙とは異なる属人的な努力である。ただ法システムの特性である一般性と如上の属人的努力との間には原理的齟齬があり、言わば属人的営みをどのように一般化できるかという課題も指摘される。最後に第7章では、6章までの知見を踏まえつつ、現代社会における司法の応答性（良好な司法アクセス）を可能にする萌芽的営みとして、公設事務所や法テラスにおける公益弁護活動、とりわけ司法ソーシャル活動と呼ばれる、専門職連携型、アウトリーチ重視型の活動を取り上げ、その可能性と課題を再定位する。

本論文の特長としては、第1に、これまで法使用（忌避）行動や司法アクセスの規定因子（としての法知識／法意識／法観念）といった形で論じられがちだった問題を、システムからの複合的な排除という言葉で極限的な（しかし確実に数を増しつつある）条件に置かれた人々に注目することで、現代社会におけるアクチュアルかつ象徴的な課題に引き寄せつつ論じ、システムからの複合的な排除と被排除者の自己肯定感の欠落という、先行研究が見落としていた前提条件を解明したこと、第2に、これまで暗示的にしか語られてこなかった、システムから排除されている人にシステムが接近しようとする際に逆説的に発生する排除を、正面から直視し、明示的に指摘したこと、第3に、勤務経験のある法テラスを始めとする多様な現場についての豊富な経験的知見を基に地に足の付いた議論を展開していることがある。

他方で、属人的信頼から一般的信頼へと言う中心テーゼは、ホームレス、貧困者、DV 被害者、障害者、高齢者など多様に存在する弱者の、程度や時間的経過においても多様な排除の有り様について、すべて包摂できる枠組みなのか、もう少し具体的な問題や制度に即した細かな分析が必要なのではないか、論文前半の理論分析と後半の実証分析のすり合わせにもう一步工夫の余地があるのではないか、といった問題も指摘された。著者（橋場）本人もこれらの問題には自覚的であり、また、論文公表段階での補正で対応が可能である。

以上により、審査委員全員一致で、本論文を博士号授与にふさわしいものとして判断した。